島根海区漁業調整委員会事務局だより

第12期第6回島根海区漁業調整委員会が、平成17年10月14日に松江市の東急インで開催され、次の議題について諮問、協議、報告が行われました。

定置漁業の免許内容等の事前決定について(諮問)

定置漁業『定第17号』(出雲市地先)について、廃業のため漁業権を放棄する旨の申請があり、この漁業権を抹消しましたが、漁場の有効利用及び漁業生産力を維持するために、前回の委員会(7月6日開催)で知事から同じ海域に新たに定置漁業の漁場計画を策定することについて協議依頼があり、委員会として問題がない旨回答しました。

その後、海上保安部等の関係機関と協議し、異議ない旨の回答があったので、知事から この定置漁業権の免許内容等の事前決定について諮問がありました。

そして今回、公聴会を開催し公述人の意見を聴き、委員会として異議ない旨答申することとしました。

定置漁業のための漁場計画原案について(協議)

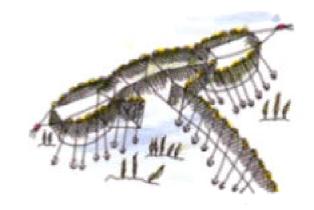
定置漁業『定第18号』(出雲市地先)について、漁協合併に伴い本年12月末日をもって漁業権を放棄するが、地域の漁業振興や水揚げの維持を図るために、新たに漁場計画策定の要望がありました。そして、知事から漁場の有効利用及び漁業生産力を維持するために、同じ海域に新たに定置漁業の漁場計画を策定することについて協議依頼がありました。

このため、この定置漁業の漁場計画原案について協議し、委員会として問題がない旨回答することとしました。

定置漁業の休業中の漁業許可申請について(諮問)

定置漁業『定第15号』(出雲市地先)及び『定第5・6号』(松江市地先)の休業届が知事に提出されたことに伴い、漁業法の規定に基づき、休業中の許可の公告をしました。

これに対して、それぞれ一件の許可申請があったため、知事から申請内容について 委員会の意見が求められました。委員会と して内容を審議した結果、両件とも特に問 題ない旨答申しました。



(裏面に続く)

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について(諮問))

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づき、本県においてはマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニの資源を保存、管理するために漁獲可能量が定められています。このうち、マアジについては、現在定められいる平成17年の漁獲可能量を超過する恐れがあるため、国より追加配分を受けました。

漁獲可能量等の計画変更については、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないため、下記の内容の諮問が知事からあり、審議した結果原案どおり決定することが適当である旨答申しました。

記

平成17年1月から12月のマアジの知事管理量

(変更前) 30,000トン ⇒ (変更後) 34,000トン

上記のうち中型まき網漁業の知事管理量

(変更前) 28,000トン ⇒ (変更後) 32,000トン

平成17年度全国海区漁業調整委員会連合会総会決議事項の国への要望結果について(報告)

平成17年5月16日に東京で開催された全国海区漁業調整委員会連合会総会において 決議された「日韓漁業協定及び日中漁業協定発効に伴う対策」、「外国漁船の操業秩序の確 立と監視、取締体制の強化」、「船舶事故に係る漁場環境保全等の事故対策の推進」等につ いて、6月21日に関係省庁への要望活動を行った結果について報告がありました。

島根県連合海区の伊藤会長が、全漁調連の副会長としてこの要望活動に参加され、国土 交通省や水産庁において要望を行いましたが、本委員会が要望している「山陰沖の漁業秩 序の確立」や「貨物船等の積荷流出事故対策の推進」については、今後も引き続き要望し ていくこととしています。



問い合せ先 島根海区漁業調整委員会事務局 0852-22-5950